

## 新型コロナウイルス対策 第3次補正予算

# 感染拡大防止等の追加補助金

(感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金)

申請  
期間中

協会税経部でも相談に応じています ☎052-832-1355まで

1月28日に政府の第3次補正予算が成立し、医療機関等への感染拡大防止等の追加補助が決定しました。2月4日から申請がスタートしました。いずれか該当の補助金1つのみ対象となります。

対象医療機関	診療・検査医療機関 (医科) ※裏面参照	病院・有床診療所 (医科・歯科)	無床診療所 (医科・歯科)
補助額 (上限額)	100万円	25万円+5万円×許可病床数	25万円
補助対象 経費	2020年12月15日～2021年3月31日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費 ※【感染拡大防止等支援金】(無床診100万円など)の対象経費と同じ(裏面参照)。 ただし、既に申請している経費は対象とすることはできません(重複申請不可)。		
申請期限 提出方法 等	<p><b>2月28日(日)</b> (当日消印有効) 原則、申請書はデータで作成し印刷したものを郵送で下記住所に提出します 入金まで1か月程度かかります</p> <p>※ <u>申請期限に申請が間に合わない場合は、2021年4月1日からの経費に対する補助金が申請できます。詳細は後日改めて示されます。</u>なお、今回申請した医療機関は、4月1日からの経費分の補助金は申請できません。「感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の申請は1回のみです。</p> <p>〒119-0397 銀座郵便局留 「厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当」宛</p>		
提出書類	<p>申請する経費の支出が完了している場合</p> <p>①交付申請書(第5号様式) ②申請書の別紙 ③厚労省への請求書 ④領収書等の支出額が分かるもの(写し) ⑤「診療・検査医療機関」の愛知県の指定通知書等(「診療・検査医療機関」に該当する医療機関のみ)</p>	<p>申請する経費の支出完了していない場合</p> <p>①交付申請書(第3号様式) ②申請書の別紙 ③厚労省への請求書 ④「診療・検査医療機関」の愛知県の指定通知書等(「診療・検査医療機関」に該当する医療機関のみ) ※後日、完了から1か月以内又は4月10日まで <u>に「事業実績報告」を、領収書等の証拠書類を添付して提出します。</u></p>	
書類 入手先	<p>厚労省ホームページからダウンロードしてください <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html</a></p> <p>ダウンロードできない場合や、データ作成ができない場合は、「手書き申請用」の様式を協会からお送りします。税経部にお問い合わせ下さい</p> <p>感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金</p> 		

【問合せ先】 厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター  
0120-336-933(平日:9:30~18:00)

※薬局・訪問看護事業者・助産所は、20万円が補助上限額です

※診療・検査医療機関について・・・インフルエンザ流行期に発熱患者等の相談・診療の体制を整備している医療機関で、保健所等を経由して愛知県に届出て指定を受けます。県から指定通知書等が届いています。

### 補助対象となりうる経費の例

～日常診療業務にかかる費用も幅広く対象～

※ 感染拡大防止等支援金や、他の補助金で申請しているものと同じ経費を申請対象とすることはできません

科目	対象経費(例)
賃金・報酬	感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 等
謝金	感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 等
会議費	感染拡大防止の勉強会のための会場費 等
旅費	感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費 等
需用費	日常業務に要する消耗品費(固定資産に計上しないもの) 日常診療に要する材料費(衛生材料、消毒薬など) <u>(※直接診療報酬等を請求できるものは対象となりません)</u> 換気のための軽微な改修(修繕費) 水道光熱費、燃料費 等
役務費	電話料、インターネット接続等の通信費 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料 休業補償保険の保険料 受付事務や清掃の人材派遣料(従前からの契約に係るものも可) 等
委託料	受付事務や清掃の外部委託費(従前からの契約に係るものも可) 日常診療に要する検査外注費 <u>(※直接診療報酬等を請求できるものは対象となりません)</u> 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料 既存の顧問弁護士、顧問税理士等の報酬 等
使用料及び賃借料	既存の診療スペースに係る家賃 日常診療・日常業務に使う既存の医療機器・事務機器のリース料 等
備品購入費	空気清浄機の購入費等、固定資産に計上する備品 等

### 補助対象とならない経費の例

従前から勤務している者の人件費／通常の医療の提供を行う者の人件費／開業医等の所得補償保険の保険料／工事費(修繕費とならないもの)／支払利息／減価償却費

### 感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関する Q&A(令和3年2月3日 第1版・厚労省)

(一部抜粋し、編集して掲載)

- 休業補償保険の保険料について、以下の①から③を全て満たす場合には、2020年12月15日～2021年3月31日までに支払った保険料の全額を補助対象の経費として差し支えありません。
  - 新型コロナウイルス感染症の影響による休業(病棟や外来を閉鎖した場合を含む)について補償する保険であること。
  - 契約期間を任意に設定することができないことにより、保険期間に2021年4月1日以降が含まれていること。
  - 2020年12月15日から2021年3月31日までに保険料の支払いを行っており、その支払った額が12か月以下の最も短い期間を対象とした保険料あること。
- 簡易病室の設置(駐車場等への設置、既存病室の個室化を含む)については、簡易な構造をもち緊急的かつ一時的に設置するものであって、固定資産に計上されないものであれば、備品購入費や、需用費の修繕料として、補助の対象となります。
- 空気清浄機について、HEPA フィルターの有無や、医療用か一般用かどうかで補助対象の可否の別を設けることなく、幅広く補助の対象となります。